

入 札 説 明 書

京都府検算用積算システムの調達及び保守業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 8 月 4 日

2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府建設交通部指導検査課指導係（京都府庁第 2 号館 5 階）
電話番号 （075）414-5219

4 入札に付する事項

- (1) 業務名称及び数量 京都府検算用積算システムの調達及び保守業務 一式
- (2) 業務の仕様等 別添「京都府検算用積算システムの調達及び保守業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 履行期間 仕様書のとおり
- (4) 履行場所等 仕様書のとおり

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。質疑等がある場合は、書面（別紙様式 4）により令和 8 年 8 月 17 日（月）正午までに、3 に示す場所へ質疑書を提出すること。質疑書に対する回答は令和 8 年 8 月 18 日（火）までにホームページで公開するものとする。

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 公告に定める京都府検算用積算システムの調達及び保守業務に係る一般競争入札参加資格確認通知を受けている者であること。
- (2) 8 の(1)で定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置がなされていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（申請書の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。以下同じ。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生手続の開始決定がなされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者
 - (ア) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが

- 暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (ク) (ア)から(キ)までのいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないもの
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (4) 製品カタログ等により、公に土木工事における積算システムを受注者向けに提供していることが確認できること。

8 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式1)及び添付資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年8月5日(水)から令和8年8月19日(水)までの間

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便による。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等(写し可) ※直近3ヶ月以内に発行されたもの

イ 取引使用印鑑届

ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記様式)

エ 府税納税証明書(別紙様式2により申請し、取得すること) ※直近3ヶ月以内に発行されたもの

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書(書式その3、書式その3の2又は書式その3の3のいずれか) (写し可)

カ 会社概要

キ 営業経歴書(別紙様式3)

ク 損益計算書 ※過去2年分

ケ 公に土木工事における積算システムを受注者向けに提供していることが確認できる資料

コ 誓約書(別記様式(第2条関係))

(5) 確認通知

資格審査の結果については、令和8年8月21日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書(以下「結果通知書」という。)により通知する。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

提出された書類は、本府において無断使用することはない。
虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めない。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年8月26日（水）午前9時
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁第2号館5階建設交通部会議室

(2) 入札方法

ア 入札書の提出方法

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする
- (イ) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「8月26日開札 京都府検算用積算システムの調達及び保守業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒に入札書のみを入れ、封印等の処理をし、郵送又は持参により提出する。
- (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち合うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
- (エ) 入札書以外に提出すべき書類があるときは、書留郵便又はこれに準ずる方法により提出する。
- (オ) 公告、公示に提出期限を示し、入札書等は当該提出期限までに必着させなければならない。

イ 入札書の提出期限

入札及び開札日の前日（この日が京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条第1項に規定する府の休日の場合には、この前日）とする。

ウ 入札書の受領等

- (ア) 受付日は文書主務課（政策法務課文書係）が郵便局から書留郵便を受領した日（文書事務主務課を経由せずに直接入札執行課が受領したときはその日）とする。
- (イ) 資格審査申請者から審査終了時に入札書が提出された場合は郵便入札受付簿及び入札書の中封筒の表にその旨を記載する。この場合において、資格の有無を決定したとき、又は開札の日時までに資格審査を終了しない見込みのときは、郵便入札受付簿及び入札書の中封筒にその旨を記載し、申請者にその結果を通知する。
- (ウ) 提出期限の翌日以降に送付された入札書は無効とする。
- (エ) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回させてはならない。

エ 開札への立会

郵便入札を行う者についても、再度入札等入札事務を円滑に執行するため、できるだけ入札者又はその代理人を開札に立ち合わせるものとする。

オ 再度入札

開札に立ち会わない入札者等（代理人を含む。）がいる場合に再度入札を行うときは、入札書の郵送期間を考慮して再度入札の期日を設定し、当該入札者等に対し、再度入札の通知を行う。

カ 再度入札の特例

- (ア) 急を要する場合は、入札参加者にあらかじめ再入札書を入札書とともに提出させることができる。この再入札書は入札書とは別の封筒に入れ、「再入札書在中」と記載させ、表封筒に同封させる。
- (イ) あらかじめ再入札書を入札書とともに提出させようとする場合に、参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものみなす。
- (ウ) 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- (エ) 入札回数は2回までとする。

(ウ) 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を開札開始前までに持参又は郵送により提出すること。

- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 開札

開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札の期日等については後日ホームページで公表する。

- (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者
- ウ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- エ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
- カ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- キ その他入札に関する条件に違反した者

- (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

イ 別に定める場合を除き、落札者が落札決定通知のあった日から 5 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の額を納付するものとする。

ただし、府会計規則第 147 条第 2 項各号に該当する場合は免除

12 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

13 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付するものとする。

ただし、府会計規則第 159 条第 2 項各号に該当する場合は免除

14 契約書の作成の要否

要する。別紙契約書案により作成するものとする。

15 その他

(1) 1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。

京都府検算用積算システムの調達及び保守業務に係る仕様書

1 調達及び保守に関する事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、京都府（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）との検算用積算システムの調達及び保守に関する仕様について定めるものである。

(2) 目的

京都府土木工事設計積算システムで作成する閲覧設計書の歩掛・単価及び金額等と予定価格の照査を行うことを主たる目的とする。

(3) 検算用積算システムのライセンス期間

ライセンス 期間：令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(4) 調達数量及び納品場所

検算用積算システムの数量(ライセンス数をいう。)及び納品場所は別表 1 のとおりとする。

2 検算用積算システムに関する事項

(1) 積算機能の範囲

検算用積算システムは工事費の算出に必要な単価決定機能、歩掛等決定機能及び諸経費等の算出機能を備えるものとする。

(2) 検算用積算システムの規格

検算用積算システムは以下の規格を満たすものとする。

ア 全般事項

- 1 PDF の閲覧設計書を読み込めること。またそのデータで予定価格が算出できること。
- 2 セキュリティのためログインには ID (メールアドレス等)とパスワードを必須とする機能を有すること。
- 3 機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有するものとする。
(データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等)
- 4 Microsoft Windows (64Bit)以上がインストールされたパソコンで遅延なく動作すること。
- 5 契約期間中に検算用積算システム(同一システム)のバージョンアップがあった場合、契約期間中は新バージョンのインストールがインターネット経由で行えるものとし、関係する資料の供与のうえ、継続的に積算ソフトウェア(既存データを含む)を正常かつ円滑に運用できる環境を整えることとする。
- 6 作成された設計書データをエクセル形式に出力ができる機能を有すること。
- 7 クラウド上に共有フォルダを有し、積算データを共有できること。

イ 積算・機能に関する特記事項

- 1 材料単価、労務単価、歩掛等は適用年月を設計書毎に設定可能であること。
- 2 検算用積算システムに搭載する歩掛等のデータ及びその更新頻度は別表 2 のとおりとする。

- 3 「一般社団法人経済調査会」が発行する「積算資料」及び「一般財団法人建設物価調査会」が発行する「建設物価」の月刊・季刊・WEBに掲載されている以下の内容に関する最新の単価データがシステムで利用できること。

＜一般財団法人 建設物価調査会＞

建設物価-土木資材編、電気設備編、機械設備編（年 12 回）

土木コスト情報-土木コスト情報編、土木工事標準単価編（年 4 回）

＜一般財団法人 経済調査会＞

積算資料-共通資材編、土木資材編、電気設備編、機械設備編、別冊編（年 12 回）

土木施工単価-土木施工単価編（年 4 回）

なお、使用する単価データ使用料は本契約に含むものとし、受注者でデータ取得するものとし、契約時及び年度毎に両調査会が発行するデータ利用承諾書の写しを提出するものとする。

- 4 施工パッケージ型積算方式に対応しており、標準単価、構成比率及び補正式を用いて積算単価を作成できること。
- 5 任意に単価金額を設定できること。また、修正した場合、当該設計書内で使用している同一の単価金額のすべてを自動的に置き換えられること。
- 6 設計書毎に労務単価の標準・夜間・深夜金額を自動で切り替えできること。労務単価補正されている場合は、システム上で判別できること。
- 7 京都府建設交通部で運用している週休 2 日制工事・ICT 活用工事に対応していること。
- 8 歩掛の適用範囲及び歩掛条件をシステム画面上で表示させる機能を設けること。
- 9 諸経費の対象額に含む、含まない項目を任意に設定できること。
- 10 直接工事費に係る各種端数処理の変更ができ、設定として保存ができること。
- 11 1 つの設計書内で複数の間接費の計算ができること(機器単体費など)。
- 12 直接工事費及び諸経費の算出過程が出力できること。
- 13 最新単価の提供は HP 公開後の毎月 10 営業日程度で単価提供が行えること。
- 14 設計書の中に存在する材料、製品および損料や労務費等の総数量の集計がとれること。
- 15 歩掛条件での違算を防止するために使用者が追記できるメモ機能が搭載されていること。

ウ 導入設置・操作指導

初回導入設置と操作指導の 2 回訪問を実施。

エ サポート

検算用積算システムのサポートのため、平日 9 時から 17 時の間は電話対応及びメール対応を行うこと。

3 その他留意事項

(1)業務にあたっての注意事項

- ア 本仕様書に付随する業務にもとづく作業において、発注者からの要求があれば迅速に対応するとともに、適切な報告を行うこと。
- イ 本仕様書に定めのない事項、業務を遂行するうえで新たに発生した事項及び疑義については、双方協議のうえ実施するものとする。

検算用積算システムの納品先及び数量

	納品場所	住所	ライセンス数
1	京都土木事務所	京都市左京区賀茂今井町10-4	1
2	乙訓土木事務所	向日市上植野町馬立8	1
3	山城北土木事務所	京田辺市田辺明田1	1
4	山城南土木事務所	木津川市木津上戸18-1	1
5	南丹土木事務所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	1
6	中丹東土木事務所	綾部市川糸町丁畠10-2	1
7	中丹西土木事務所	福知山市篠尾新町1丁目91	1
8	丹後土木事務所	宮津市字吉原2586-2	1
9	港湾局	舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階	1
10	流域下水道事務所	長岡京市勝竜寺樋ノ口1	1
11	京都府庁指導検査課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	1

別表 1

検算用積算システムに搭載する歩掛等

	積算基準名	出版元	更新回数
1	京都府土木工事標準積算参考資料(業務委託は除く)	京都府	1 回/年
2	京都府公園緑地工事標準積算基準書	京都府	1 回/年
3	京都府土木工事単価資料	京都府	12回/年
4	国土交通省土木工事標準積算基準書 (共通編／河川・道路編／電気通信編)	一般財団法人建設物価調査会	1 回/年
5	国土交通省機械設備工事積算基準	一般財団法人建設物価調査会	1 回/年
6	橋梁架設工事の積算	一般財団法人日本建設機械施工協会	1 回/年
7	港湾請負工事積算基準	国土交通省港湾局	1 回/年
8	船舶および機械器具等の損料算定基準	国土交通省港湾局 航空局	1 回/年
9	下水道用設計標準歩掛表 (第 1 巻／第 2 巻)	公益社団法人日本下水道協会	1 回/年
10	水道施設整備費に係る歩掛表	国土交通省水管理・国土保全局 水道事業課	1 回/年
11	建設機械等損料表	一般財団法人日本建設機械施工協会	1 回/年

別表 2